

令和 7 年 3 月 4 日
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

電気・ガスの契約トラブルなどに気をつけましょう (令和 7 年 3 月版)

新年度を迎えるにあたり、電気やガスの新規契約や契約先の変更を検討される事があるかもしれません。契約を行う際に、気を付けるべきポイントをお知らせします。

<今回のポイント>

- ✓ 契約先や契約内容をよく確認！
- ✓ 契約書面はしっかり確認・保管！

契約の検討時や、勧誘を受けた際に気を付けるポイント

・事業者名や契約内容はよく御確認ください！

引越しなどにより、電気・ガスの契約を検討されることもあるかと思います。最近インターネットで電気やガスの料金を小売事業者間で比較して切替えを行えるサイトがあり、それを利用したら希望する事業者とは違う事業者と契約を結んでしまったという相談が寄せられています。契約の際には、契約先や契約内容が希望したものになっているか、よく確認しましょう。

また、「電気代・ガス代が安くなる。」と訪問販売の勧誘がある場合もあります。この場合も、訪問してきた事業者名や連絡先などをよく確認し、説明内容に不明な点がある際にはその場で契約せず、疑問点を解消の上で契約してください。

・契約時の書面はしっかり御確認・保管してください！

電気・ガスの小売事業者や代理店等は、契約の際に、料金等の供給条件を説明しなければならず（説明義務）、また、契約内容を記載した書面を交付しなければなりません（書面交付義務）。契約を結ぼうとする際には、事業者がちゃんと説明をしているか、必要な書面をちゃんと交付しているかを確認して、不明な点があれば問い合わせるようにしましょう。

また、電気・ガスの切替えを行う等の際、現在契約している小売事業者を失念している方がいます。契約時の書面には、契約している事業者名も記載されておりますので、大切に保管して、いつでも確認できるようにしてください。

本件に関連するQ & A

Q 1 : 電気・ガスの小売事業者や代理店等の説明義務や書面交付義務は法律で規定されているのですか。

A 1 : はい、法律上の義務です。電気事業法第2条の13、第2条の14、ガス事業法第14条、第15条に規定されています。

Q 2 : 電気・ガスの小売事業者や代理店等が書面を交付しなければならないのは契約を締結しようとする時だけですか。

A 2 : 電気・ガスの小売事業者や代理店等は、契約を締結する時だけでなく、契約を締結した後も契約年月日等が記載された書面を交付する義務があります。契約を締結する際には、契約する時、そして、契約した後のそれぞれでその事業者がちゃんと書面を交付しているかを意識して確認するようにしてください。

消費者向けQ & A

その他にも、電気・ガスの契約等に関連したQ & Aを電力・ガス取引監視等委員会のHP上に公開しております。あわせて、下記も御参照ください。

<https://www.egc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

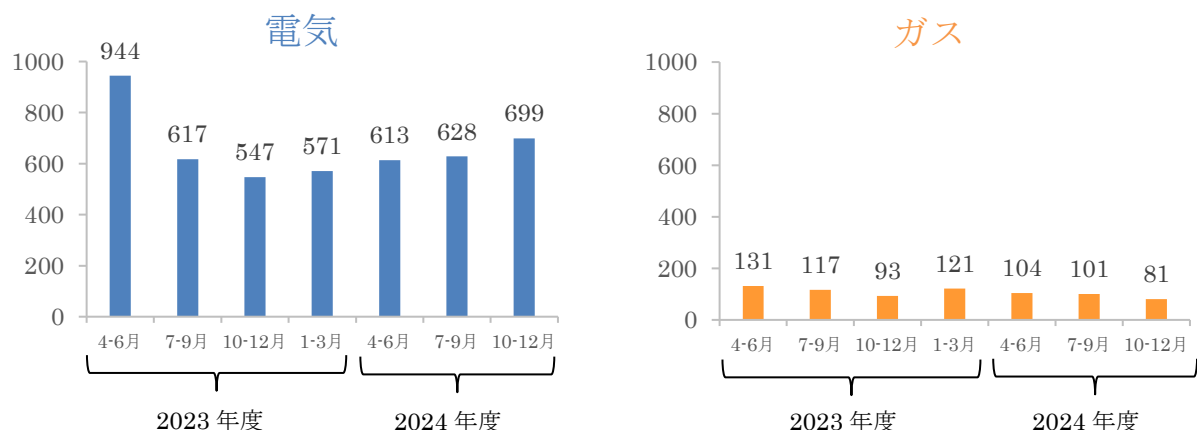
お問い合わせ先

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」(局番なし188(いやや!))に御相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

また、電気・ガスの契約に関する制度などについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にお問い合わせください。

【参考】電気・ガスの契約トラブルなどに関する相談件数の推移

図：相談件数の推移（四半期別）



(出典) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会